■○○○○○○○○○○○○○○○○○○■○○○○○○○○○○○○○○○○○■

６次産業化・地産地消メールマガジン

令和８年９月18日発行　第338号

■○○○○○○○○○○○○○○○○○■○○○○○○○○○○○○○○○○○■

中山間地域の農業所得の確保に向けた計画作成と実践を支援します！
「中山間地域所得確保対策」事業に取り組みたい地域・団体を募集中！！

中山間地域で農業をしている皆さん、「特産品の知名度を上げたい」
「パッケージデザインを検討したい」「加工品の試作をしたい」などの悩みはありませんか。
このような悩みを解決するため、農林水産省では、地域資源を活かして農業所得を確保する取組を支援しています。

■本事業のPOINT
・定額（上限500万円/地区）の支援が受けられます
・マーケット調査により製品のターゲット層を明確にすることができます
・加工品の試作や製品のパッケージデザインの検討、認知度向上のための取組ができます
・最大３年間の計画（事業期間は１年間）に基づき、地域の活性化につながります
・農業者団体や農業者（２者以上）でも事業実施主体になれます

令和８年度に活用できる事業です、ぜひ応募をご検討ください。
まずは関係者間で情報共有のうえ、早めのご相談をおすすめします。

▼事業に取り組みたい方を募集中ですのでご興味のある方は、次の農林水産省HPをご覧ください。
「３．中山間地域所得確保対策の活用事例」も参考になります。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/syotoku_kakuho.html

▼PRチラシ
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/attach/pdf/syotoku_kakuho-35.pdf

■お問い合わせ先：
農林水産省 農村振興局 農村政策部
地域振興課 中山間対策班（直通：03-3501-8359）

****

◇メルマガの配信登録・解除はこちら
https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html

◇農林水産省では、これまでの６次産業化を発展させた
「地域資源活用価値創出対策」の取組を支援しています。
詳しくはこちら（農林水産省HP）
https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html

【 発行元 】*******

農林水産省 農村振興局 農村政策部
都市農村交流課
〒100-8950　東京都千代田区霞が関1-2-1
代表：03-3502-8111（内線：5446）